

議案第 6 2 号

岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗



## 岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年岩倉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「ため1日の勤務時間の一部（2時間）」を「ため、1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は一年につき管理者が指定する時間）」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

